

法整備支援のその先 —新時代における国際民商事法センター（ICCLC）—

公益財団法人国際民商事法センター理事長

大野 恒太郎

（ごあいさつ）

私は、昨年6月、公益財団法人国際民商事法センター（International Civil and Commercial Law Centre, 以下ICCLC）理事長に選任された。

先の理事長である原田明夫氏が昨年4月に亡くなられたことは、ICCLCにとっても痛恨の極みであったが、そうした中、凶らずもその後任理事長のご指名を受けた。もとより浅学菲才であり、原田氏のような国際的経験も声望もないが、お引き受けした以上は、微力であっても誠心誠意理事長の職を務め、ICCLCの活動を通じ、我が国による法整備支援の発展や、民商事法の分野におけるアジア諸国等との相互理解の促進のお役に立ちたいと願っている。

今回、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）から本稿執筆の機会を与えられたので、同部とも関係の深いICCLCの歩みを簡単に振り返った上で、新しい時代の下におけるその役割等について述べることにしたい。

（ICCLCの歩み）

ICCLCは、1996年に設立され、昨年1月には財団創立20周年の記念式典を挙

行した。設立当時、森脇昭夫氏（当時名古屋大学教授）をはじめとする先覚者の方々によってベトナムに対する法整備支援が開始されていたものの、まだ法務省にもこれを担当する部署が置かれていないような状況だった。そこで、当時の国際協力事業団（JICA）が政府開発援助（ODA）の一環として行う法整備支援事業の委託を受けてこれを民間の立場から支援する組織として、多くの方々のご尽力により、ICCLCが創立されたものである。創立に関わられたの方々の中で、三ヶ月章氏（元法務大臣、東大名誉教授）、伊藤正氏（元住友商事会長、ICCLC初代会長）、前田宏氏（元検事総長、元ICCLC評議員）、原田氏（当時法務省官房長）は既にお亡くなりになっている。

現在においても、ICCLCの業務の中で最も大きな柱は、国際協力機構（JICA）の委託を受け、法務省等が行う法整備支援活動を側面から支援することである。我が国がこれまで積み重ねてきた法整備支援活動は、「寄り添い型」などと呼ばれるように、相手国の自主性を尊重する観点から、長い期間をかけて相手国の実務家と協働し、その実情に合った法制度の整備を行うとともに、法律実務家の養成や実務運用の向上にも取り組むも

のであった。

私自身は、直接法整備支援に関わったことはないものの、法務事務次官在任当時、ベトナムとカンボジアに出張し、現地における長期派遣専門家の献身的な活躍ぶりを見聞して胸を熱くしたことがある。また、ベトナムでは、司法省等に名古屋大学で学んだという幹部職員が多いことにも目を瞠る思いがした。

現在重点援助対象国とされているのは、ベトナム、カンボジア、モンゴル、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、バングラデシュ、ミャンマーの8か国であり、ネパール、東チモールやアフリカ諸国等に対しても必要に応じて支援を行うこととされている。

I C C L C は、J I C A から委員会や作業部会の運営を受託し、これらの支援先国から関係者が研修等で来日した際には、日本側関係者との間の意見交換会を開催するなどして、相互理解の増進を図っているところである。

I C C L C の業務のもう一つの大きな柱は、研究会等を通じて、我が国と相手国との間で相互の法制や運用についての理解を深め、それらの向上を図ることである。

そうした事業の中で、日中民商事法セミナーは、中国国務院国家発展改革委員会を相手方とし、1996年以来20年間にわたり日本と中国の交互開催の下に続けられてきた。そして、その間における中国の経済や制度の発展に伴い、採り上げられるテーマも年々より専門的で高度なものになっており、直近の2016年に開催されたセミナーでは、「P F I（民間資金活用事業）及びP P P（官民パートナーシップ）」が採り上げられた。

また、日韓パートナーシップ共同研究は、日本の法務省・最高裁と韓国の大法院の間で、不動産登記、商業登記等の制度や運用について共同研究を行うもので、1999年以来相互訪問を重ね、既に18回を数えるに至っている。基本法周辺の法制度や運用の向上を図るものである点において、先駆的な取組であると評価することができるであろう。

さらに、アジア諸国の民商事法に関する調査研究の例としては、関西の学者・実務家の方々が中心になって進められているアジア・太平洋民商事比較法制研究がある。これは、主として企業法務の観点から重要なテーマを採り上げて研究を行うものであり、その成果はシンポジウムで公表するとともに、I C C L C の出版物「I C C L C NEWS」に特集して刊行している。昨年は、「東南アジア4か国におけるコーポレート・ガバナンスーベトナム・カンボジア・ミャンマー・インドネシアー」をテーマとする研究結果が発表された。

一方、地方における取組としては、国際民商事法金沢セミナーを挙げなければならない。これは、北國新聞社をはじめとする地元有力企業の並々ならぬご尽力により毎年開催されてきたもので、本年その22年目を迎える。セミナーでは、アジア経済と関係の深い企業や諸機関、学者の方に国際取引の実務やその法的課題に関する講演をお願いし、その後パネル・ディスカッションを行うなどしている。経済のグローバル化が全国各地に及び、地

方に拠点を置く企業の海外展開も通常のこととなっている現在、このセミナーは、地方におられる方々に対して法整備支援やアジア法に関する発信を行うとともに、様々な問題意識やニーズを直接受信する貴重な機会となっている。

ICCLCは、一昨年JICA理事長に表彰されたことに続き、昨年7月には外務大臣表彰を受けた。これは、これまでICCLCが積み上げてきた実績が、アジア地域を中心とする各国の民商事法とその運用の発展に寄与するとともに、より良い国際経済取引の法的枠組みを探求し、国際社会の繁栄と安定に貢献したなどとして高く評価されたものである。

20年前にICCLCの創設に関わられた方々の先見の明に改めて敬服するとともに、その後着実にICCLCの業務に取り組みされてきた幾多の関係者の方々のご尽力に心から感謝する。

(新時代におけるICCLCの役割等)

さて、ICCLCが設立された20年前と現在とを比較すると、アジアの民商事法をめぐる環境には極めて大きな変化がある。当時は、かつての社会主義経済を市場経済に転換していくための法整備の重要性が強調されたのであるが、その後、中国をはじめとするアジア経済は目覚ましい発展を遂げ、今や欧米の先進国に迫る勢いを示している。そして、急激なIT化の進展は、人々の生活や社会経済の在り方を抜本的に改めつつあり、こうした分野では、中国等の方が我が国よりもむしろ先に進んでいる様相すら呈している。

また、ベトナムのように、その成長により、これまでの法整備支援を支えてきた枠組であるODAの対象から外れることとなる国も出てこよう。

このような状況を背景に、相手国が求める法整備支援の内容も、かつてのベトナムやカンボジアにおけるような基本法の整備から、近年はインドネシアやミャンマーのように、知財制度の整備等より実務的今日的なテーマに移りつつある。

現在、法整備支援については、国際的なドナー間の競争が激しさを増している。そうした中で、我が国がその役割を果たしていくためには、これまで高く評価されてきた「寄り添い型」支援の長所を活かしながら、同時に、相手国の具体的なニーズに応じ、より柔軟で迅速な対応を行うことも必要とされるであろう。

また、我が国に求められる法整備支援の方法も、日本がかつて欧米の法制度を継受した経験に基づき相手国を指導するという方向から、急速に発展するIT分野などを中心に、新たに生じている法的問題への対処を相互に研究し、協働するという双方向的なものへと次第に変化していくように思われる。元来比較法の研究は、相手国の法制度や運用を向上させるということにとどまらず、翻って自国の法制や実務を見直してより良いものにする上でも有益な知見を得る契機を有しているのであるが、近年における急激で国境を越えた社会経済の進展は、これに対応すべき法制度やその運用について、一層共同研究作業の重

要性を高めるものであろう。

そのような中で、日中民商事法セミナーは、先程も触れた通り、取り扱うテーマが相互に関心の高い今日的で高度なものになっているのであり、各国との共同研究や国際協力の在り方について、将来の方向性を示すものと考ええる。ICCLCとしては、今後は、一般財団法人日中経済協会とも連携し、このセミナーが一層充実したものになるように努めていきたい。

もとより法整備支援は、それぞれの社会的文化的歴史的背景に由来する相違を認識して許容することがその前提をなすものであるが、その一方で、共通する法的課題に対する共同研究作業が広がれば、将来的には国際的なスタンダードの形成にも寄与することを期待し得ると思う。

ところで、ICCLCは、現在約70社に上る企業や法律事務所の会員によって支えられている。こうした会員企業等は、国際的な業務を遂行する上で、平素様々な法的な問題に直面しており、これに対処するために有益な情報や伝手を求めるとともに、相手国において安定した事業展開を可能にする基盤として、その法制度や司法システムが整備されることを期待している。

そうした中、2013年に改訂された政府の「法制度整備支援に関する基本方針」には、相手国における法の支配の確立に加え、新たに日本企業の海外展開に有効な投資環境整備という視点が盛り込まれた。また、昨年6月に発表された政府の「経済財政運営と改革の基本方針2017について」や「未来投資戦略2017」は、我が国企業の国際展開を推進するための方策として「法的側面支援」等に言及している。さらに、政権与党である自民党の司法制度調査会も、「司法外交の新機軸：5つの方針と8つの戦略」の中で日本型司法制度支援の展開とともに、国際仲裁等国際紛争の司法的解決における我が国の役割の拡大や海外に進出した中小企業の国際司法対応力の強化等を提言している。これらは、現在我が国を取り巻く社会経済の実情を踏まえたもので、会員企業等の期待とも重なるところが大きい。

会員企業等が有する実務的観点からの要望や意見を法務省等に正しく伝えることにより、できる限りそれを国の「戦略的な」法整備支援プログラム等に反映させていくことは、ICCLCの重要な役割である。ICCLCとしては、これまでも、支援対象国の実務家等を我が国に招いた際には、関心を有する会員企業等に可能な限り懇談会等に参加して国内外の関係者と意見交換を行っていただけよう努めてきたところであるが、今後、一層会員企業等の問題意識に応える活動を展開していくこととしたい。

一方、この20年の間に、法整備支援やアジア諸国等の法律問題に取り組む実務家や学者の側にも大きな変化が生じている。

アジア諸国との間の法務ビジネスが急成長を遂げている状況の下で、若い法曹や学者が法整備支援等に取り組むことは、相手国の社会や文化を深く理解し、法務関係者に貴重な

知己を得る上で、誠に得難い経験となる。取り分け、相手国に長期間派遣されて法整備支援活動等に当たることは、異なる環境の下で言語をはじめ様々な苦労があることは想像に難くないが、その反面、いわば日本の法律関係者を代表するような立場で、国内にいる時とは比較にならないほど広い守備範囲を受け持ち、自らの裁量に委ねられるところも大きいことから、やりがいに富んだものであることに相違ない。

したがって、若い法律家が法整備支援をはじめとするアジア法の最前線に身を置くことは、相手国や日本の社会経済にとって有益であるというにとどまらず、本人にとっても、大きな成長の機会を提供するものであろう。そして、そのことは、将来、裁判官、検察官あるいは弁護士というような従来 of 枠に固定されることなく、国際的に活躍する法律家としてキャリアを築いていく上で有力な足がかりとなると思われる。

私は、10年ほど前、検事の採用面接を行った際、少なからぬ数の検事任官志望者が将来取り組みたい業務として法整備支援を挙げたのに驚いたことがあるが、今やそれは異とするに当たらない。ICCLCは、2010年から毎年、名古屋大学法政国際教育協力研究センターや慶應義塾大学大学院法務研究科等と連携して、主として若い世代に向けた法整備支援に関する企画を実施しているが、その導入部に当たる「法整備支援へのいざない」には毎年100名をはるかに超える若手弁護士、司法修習生、学生の方々等が参加していることから、法整備支援に対する関心の高まりを看取することができる。そして、日弁連の国際司法支援活動弁護士登録制度には、多数の弁護士が登録してその活動に参加しているとのことであり、法整備支援に関する講座を設ける大学も増えていると聞く。

そうした意味で、この分野は、人材を確保育成していく面においても、将来性に富んでいるのである。

さらに、法整備支援や、法制度・運用に関するアジア各国との相互理解を発展させていくためには、国内的には企業をはじめとする各方面の理解と支援が不可欠であり、国際的にも関係国から我が国の法整備支援の意義等について積極的な評価が与えられることが必要である。そのような観点からは、法整備支援の意義等に関し、国内外に対して積極的な発信を行うことが肝要である。

こうしたことから、本年1月に開催された法整備支援連絡会においては、「日本の法整備支援の発信力—どんなメッセージを伝えられるか—」がテーマとして採り上げられた。この会議においては、現職の閣僚として初めて出席された上川陽子法務大臣から法整備支援等の発展に向けて大変力強いご挨拶をいただいたのをはじめ、様々な立場から傾聴すべき意見が活発に開陳された。

ICCLCとしても、関係諸機関と連携し、これまでも増して積極的な広報に努めていきたい。

最後に、法の支配について触れないわけにはいかない。

国連は、2015年、国際社会が目指すべき共通の目標として、「我々の世界を変革する：

持続可能な開発のための2030アジェンダ」(いわゆるSDGs)を採択し、その中で法の支配への言及もなされている。我が国がこれまでソフトインフラの中でも取り分け法整備支援に力を入れてきたのは、法の支配の確立こそが、真に人々の生活を安定させ、経済的な発展や国際平和の基盤となるものと信じているからである。そして、ここでいう法の支配とは、社会や経済における諸活動が法というルールによって規律され、担保されるという側面と、政府による権力行使が法によって制約されることにより、市民の人権や自由が保障される側面の両面を有すると言ってよいであろう。SDGsも基本的には同様の認識に立つものと理解される。

そうした観点から見ると、現在、一部のアジア諸国には政府権力を法によってコントロールするという側面における法の支配が後退し、民主主義や人権との関係で懸念される状況がないとは言えないが、ICCLCの活動は、基本的には政治とは切り離された民間のものであることから、懸念される状況に対しては個別に慎重に対応をしていくほかはないと考えている。

以上の通り、法整備支援やICCLCを取り巻く情勢は現在大きく変化しつつあり、今や「法整備支援のその先」についての対応が求められる時代を迎えている。

そうした中で、ICCLCが引き続きその役割を果たしていくためには、民間の機関であるという身軽さを活かしながら、関係する法務省法総研国際協力部・外務省をはじめとする政府諸機関、JICA、弁護士会、大学、会員企業等を結ぶ要として、新たな状況や課題に的確に取り組んでいく必要がある。

幸いICCLCは高い見識と豊富な経験を有する役員と優秀で献身的なスタッフを擁し、長年にわたる活動で培った国内外における各方面との人的繋がりを有する。そして、ICCLCがこれまで関西の企業、大学、法律事務所等の関係者との間で法整備支援やアジア各国の民商事法制・運用の研究について育んできたネットワークは、ICDが大阪から昭島に移転した後も、大切に維持して発展させていかなければならないと考えている。

ICCLCとしては、そのような人的体制を基盤として、新しい時代の下で積極的にその役割を果たしていきたい。

皆様方に対しては、今後も、ICCLCの活動に対するご理解をいただくとともに、ICCLCと力を合わせ、法整備支援やアジア諸国等との間の法的相互理解の発展に取り組んでいかれるよう切に願います。